

令和元年12月10日
(令和元年12月25日一部追記)

茨城県被災中小企業復旧支援事業費補助金における 車両の復旧に係る取扱いについて

本補助金において補助対象とする車両の取扱いについて、次の通り取り扱うことといたしますので、補助事業の実施に当たっては注意してください。

記

1 補助の対象とすることができる車両

被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており、事業内容に適した車種であること

(1) 「被災前に所有していたこと」とは

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であることで判断します。

(2) 「業務用のみに用いていたこと」とは

事業用のみで資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

【復旧前】

最大積載量 2 トン未満の被災車両（緑ナンバー車・黒ナンバー車を除く）については、車体に企業名、屋号等が印刷されていたことを条件としたうえで、次の状況を総合的に勘案して判断します。なお、最大積載量が 2 トン以上の被災車両または緑ナンバー車・黒ナンバー車については、次の状況を総合的に勘案して判断します。

ア 運行記録、業務日報など業務の用に供していたことを証する書類

イ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること

ウ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

エ その他、業務用に使用されていたことを証する書類

注) 上記ア～エの書類により業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

2 車両の復旧に当たり入替（購入）する場合の取扱い及び手続き

(1) 被災車両の処分に当たり収入があった場合

被災車両の引き取りに際し車両の対価（スクラップ、部品取りでの買取）の支払いがあった場合については、補助対象経費からは差し引きません。なお、中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能と判断されるため入替による復旧はできません。

(2) 被災車両の入替に際しての手続き

被災車両を入替により復旧する場合は、販売店や修理工場などの修理不能の証明書を入手いただくとともに被災車両について永久抹消登録の手続きを行ってください。

なお、処分先業者の協力が得られないなどにより、永久抹消登録の手続きがどうしても困難な場合については、別途ご相談ください。

(3) 入替車両の調達について

車両の入替に当たっては、被災前の資産を復旧することから、もともと新車で調達したものは入替時に新車でも中古車でもかまいません。なお、被災前に中古で調達したものについては、入替時も中古で調達することが望ましいです。

(4) 入替に当たっての同等品の判断について

本補助金では、車両の入替に当たっては、被災した車両と同程度の水準以下のものを調達していただくこととなりますが、審査に当たっては、車両の排気量、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に判断させていただくこととなります。

同程度の水準と判断できない場合は、購入費用そのものが補助の対象外となりますので注意してください。

注）被災車両が著しく古いため、現在同等のものが販売されていないなどの場合は、現在調達可能で業務上必要な最低限の車両への入替とすることができます。

3 入替後の車両について

補助金を利用して入れ替えた車両については、次の条件を満たしていただく必要があります。

(1) すべての方に必須の条件

- ア 車両について資産計上されていること
- イ 車両の車体の見やすい箇所に判読可能な適正な大きさで、企業名、屋号又は補助金名のいずれかが印刷されていること

(2) その他の条件（上記（1）に加え、原則として次の条件を複数満たしていただく必要があります。）

- ア 自動車保管場所が事業所（事業所が契約している隣接の駐車場も含む。事業所に駐車場が無い場合を除く。）となっていること
- イ 運行記録、業務日報の記録が行われること
- ウ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

4 その他

(1) 車両入替時の補助対象経費

車両の入替の際の補助対象経費は、車両本体価格のみで、自動車取得税、重量税及び登録費用など法定費用、並びに各種装備品等は補助対象外となります。

(2) 車両入替時の見積書について

2者以上からの相見積を徴取し、最も価格が安い業者を採用することを原則とします。